

地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（第2回）

日時 令和2年11月19（木）15時00分～17時00分

場所 WEBによる開催

○小笠原課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回地球温暖化対策の推進に関する制度検討会を開催いたします。

本日、事務局を務めます環境省地球環境局地球温暖化対策課長の小笠原と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、委員の皆様、全員に御出席いただいております。お忙しい中、どうもありがとうございます。また、奥委員、亀山委員、諸富委員はオンライン参加されています。また、オブザーバーとして、経済産業省に加えまして、日本経済団体連合会、日本商工会議所に、座長了解の上、御出席いただいております。

本日の検討会はコロナウイルス感染症対策のためウェブにより開催させていただいておりますが、一部の委員の方は対面にて御参加いただいております。開催の状況につきましてはYouTubeで同時配信し、動画は会議後、議事録公開までの間、ウェブ上で公開予定です。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の議事進行について、大塚座長、よろしくお願ひいたします。

○大塚座長

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず議事（1）ですが、「企業の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直し（算定・報告・公表制度等）」について、資料2に基づいて事務局から説明をお願ひいたします。この資料についての質問は最後にまとめてお願ひできればと思います。よろしくお願ひします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。事務局、地球温暖化対策課でございます。今、御紹介いただきました資料2でございます。今日の議論に先駆けまして、基礎的な情報として御提供させていただきます。

資料をおめくりいただきまして次のページ、右下に「1」とあるスライドをお願ひします。今回は、企業の脱炭素化ということでございます。前回、幅広く御意見をいただいた際に関連いただいた意見をまとめてございます。ESG金融の関係の御意見で、2年かかっていることに対して、活用しにくいという御意見。それから、オープンデータ化。また一時点の排出量だけでなく、排出量の推移、取組についての評価が必要だという御意見。それから、投資家目線で必要な情報の提供が必要だという御意見がありました。また、算定・報告・公表制度に加えまして、地域地球温暖化防止活動推進センターにおける事業者に対する取組についても御意見を頂戴してございます。こうした御意見を踏まえまして、

本日、資料を用意しております。

次のページをお願いいたします。右下に「2」と書いたスライドでございます。まず、企業を取り巻く状況を御説明させていただいた上で、温対法における関連制度として算定・報告・公表制度、それから地球温暖化防止活動推進センターについて御紹介をさせていただきます。

では、次のページをお願いいたします。まず冒頭、取り巻く状況でございます。

次のページをお願いいたします。簡単に申し上げますと、前回の資料でもございましたE S G金融の国際的な広がりのお紹介でございます。

次のページをお願いいたします。環境省の取組といたしまして、E S G金融の盛り上げの観点から、E S G金融ハイレベル・パネルといった場を御用意しております。

次のページをお願いいたします。環境省の事業の関係ですが、E S G金融促進のために様々な施策をやっております。金融セクターのE S Gコミットの話、地域金融への展開、ポジティブインパクトファイナンス、そういった大きく3つに分かれています。

次のページをお願いいたします。7ページ目でございます。これは経済産業省がアンケートをしていただいておりますが、E S G情報について投資家が非常に御活用されている、また情報開示のニーズがある、といったことでございます。

次のページをお願いいたします。こういったE S G金融の拡大に伴いまして、事業会社の動きも広がっております。国際的な情報開示のフレームワークであるTCFD、パリ協定と整合した目標設定ということでSBT (Science Based Targets)、再エネ100%電気で行うRE100といった動きが広がっています。

実際の数が次の9ページ目でございます。日本企業も世界的に見ますとトップクラスの参加の状況になってございます。

では、次のページをお願いいたします。10ページ目ですが、環境省の事業の御紹介でございます。こうしたTCFD、SBT、RE100といった企業の積極的な、自主的な取組に対してサポートするようなプログラムを用意してございます。TCFDの情報開示、情報を開示するプラットフォームの運営、またSBTなどの目標設定、立てた目標を実際に行動に移していただくところの個社の行動計画の策定支援、ネットワークといったことをやってございます。

次のページをお願いいたします。11ページ目でございます。こちらはTCFDコンソーシアムという、TCFDに賛同された企業を中心とした民間の動きでございます。こういったところでガイダンスなどが議論されてございます。

12ページ目は国際的な動きということで、前回、水口先生から御指摘いただきました、国際的に様々なレポートがある中で、TCFD提言に整合性を図る動きが見られるという御紹介でございます。

次のページをお願いします。ここからは、本日御議論いただく対象となります算定・報告・公表制度について、制度の概要を御紹介させていただきます。

次のページをお願いいたします。スライド14でございます。温対法の中で、法律の26条そのほかの条文に基づきまして、温室効果ガスを多量に排出する事業者、算定、そして国への報告を義務付けている制度でございます。こちらにつきましましては、対象が年間3,000 t以上、原油換算1,500kL以上の事業者が対象になっておりまして、制度の趣旨とい

たしましては、上の2つ目の四角ですが、事業者自らの算定による自主的取組の基盤整備、それからこうした情報を公表し、可視化することによって自主的取組の促進、機運の醸成を目的としているものでございます。

下のフロー図が全体の手続の流れになっておりまして、一番左の特定排出者が実際に国に報告していただいて、最終的にその情報を国で、公表するもの、請求に応じて開示するものといった形で2段階に分けているというのが現状でございます。そのほか、一番下の点線囲みがありますが、「第32条」と書いてあるところでは、任意での関連情報の提供、「第27条」と書いてある真ん中のところは、権利利益の保護を請求することができるという制度などがございます。こういったものが法律で枠が決められているということでございます。

次のページをお願いいたします。15ページ目でございます。こちらは任意報告、公表される情報、開示される情報について、下位法令レベルで決まっておりますことについて整理してございます。上半分が任意報告でございます。任意報告のフォーマットの中には、任意報告事項ということで①から⑤のカテゴリーがございます。排出量の増減の状況に関する情報、実際に削減に関して実施した取組、算定方法、その他、例えば再エネ証書の購入量、サプライチェーン全体の排出量などを含めた、任意報告が可能な様式を御用意しております。下半分が公表・開示情報でございます。こちらにつきましては、最初から公表する情報として、例えば①の事業者の排出量といったものがございます。一方、開示請求に応じて開示するものについては、事業者の詳細な情報に加えまして、事業所単位の排出量などの情報を開示することになっております。このほか算定ルールなどについては、政令、省令といったレベルで規定されてございます。

次の16ページ目でございます。この法律の施行の状況でございます。大変細かくて恐縮ですが、上の表でございます。「報告状況」ということで、今回、直近の実績で1万2354の事業者、1,336の輸送事業者からの御報告をいただいております。「関連情報の提供」というのは任意報告ですが、現状、36の事業者、67の事業所についての情報提供が出てございます。「公表」のところですが、こちらのデータについては環境省のウェブサイトで各社の排出量を公表しておりますが、現状、報告から公表まで2年以上を要しているということでございます。その下のポツで、電子報告をやっておりますが、現状の足下の利用率が約36%という状況になってございます。下の行の「開示請求」でございます。こちらは詳細な情報について開示請求された主体の数ということで、令和元年度で26主体、平成30年度には55主体から開示請求を頂戴しております。「権利利益保護請求」につきましては、近年では請求が認められた事例はないと承知してございます。以上が施行の状況でございます。

次の17ページ目でございます。こちらが、昨年度、非公開で検討会を行いまして整理をいたしました、その際の指摘事項を御参考で付けてございます。一番上の「迅速な公表、集計結果の活用」は制度の大枠に関するところでございます。公表まで2年のタイムラグのお話。それから、金融市場との関係、また、事業所別排出量を公表すべきだといった声をいただいております。その下の塊でいきますと、「バウンダリの拡大、国際的な算定方法との相違」ということで、算定に関する御意見でございます。例えばScope 3の話であったり、この塊の3つ目のポツでいきますと、GHGプロトコルとの関係の御指摘

もいただいております。また、「電気に関する取扱いについて（Scope 2）」でいきますと、電力排出係数の在り方についての整理、または再エネを活用された企業へのインセンティブといった声をいただいております。最後のところは、様々な報告制度がある中で共通プラットフォームが必要ではないかということで、運用上、システム上のお話をいただいております。

次の18ページ目が、最後の指摘にもつながりますが、今デジタル報告プラットフォームをつくっているところがございます。省エネ法・温対法・フロン法を同時に報告できるもの、ほかのシステムとの連携も含めて検討を進めているところがございます。

19ページ目が、前回、工藤委員から御指摘いただきました、デジタル化によってどれくらい早くなり得るのかということでございます。まだざっくりした見積りですが、現状、いただいたデータを、紙でいただいたものはデータにして、それをチェックしてといったプロセス、最初のほうの色が付いている水色の部分のプロセスにつきまして、合計240日間ありますが、デジタル化していないことによって要しているプロセスではないかということで、少なくともこの部分が解消されるのではないかと考えております。それ以外の手続についても短縮できるのではないかと考えてございます。

次の20ページ目でございます。実際に報告いただいたデータを国として公表しておりますが、その公表されたデータがどう活用されているかということで、事業者、次のページで自治体にアンケートを取った結果について引用してございます。事業者についてはこの20ページ目のところでございます。上の四角の2つ目に赤字で書いておりますが、御活用いただいている企業の中では、他社排出量との比較、自社の相対的な位置を確認するための活用という御回答が最も多い状況でございます。それ以外にも様々な用途で活用いただいているということでございます。

おめくりいただきまして、スライド21でございます。こちらは自治体に御意見を伺ったときのものでございます。対象はゼロカーボンシティ宣言をされている自治体ですので、全ての自治体ではありませんが、下の左の円グラフのとおり、青で、赤の点囲みしている部分が、既に活用されているところ、薄めのオレンジのところ、今後活用を考えたという御意見をいただいたところで、4割程度が活用、または活用を考えたという御回答をいただいております。

次の22ページ目でございます。これは御参考までに、諸外国でも同様の排出量の報告制度がございます。アメリカ、EUと比較したものになってございます。それぞれの制度によって報告単位、公表単位がありますが、日本の場合、事業者と一定規模以上の事業所、公表単位が事業者で、事業所は開示。アメリカ、EUにつきましては、報告単位と公表単位が同じで、アメリカについては事業者または事業所と事業者または事業所、EUについては事業所と事業所になってございます。

以上が、算定・報告・公表制度についての現状でございます。

最後に、地球温暖化防止活動推進センターについての御紹介でございます。

前回、勢一委員から御意見をいただきました地球温暖化防止活動推進センターの取組事例ですが、現状の推進体制ということで、次の24ページ目でございます。こちらにつきまして、法律上39条、38条、37条といった条文において、地球温暖化防止活動に関しての普及体制ということで、全国センターの指定、地域の温暖化防止活動推進センターの指定、

活動推進員の指定といった規定がございます。これに基づきまして全国59カ所の地域センターが今、指定されているという状況でございます。

最後の25ページ目でございます。このセンターにおける地域の事業所への情報提供の状況につきまして調べてほしいという御意見を前回いただきまして、分かる範囲で調べたものでございます。現状、地域センターの業務としての法律上の位置付けとして、事業者に対しての啓発方法については明確に位置付けられておらず、各センターが任意でやっているということで、「地域センターが行う事業」として「参考」で書いてありますが、一では、対象を特定せず啓発活動、広報活動を担った上で、二号から四号の中で、日常生活の取組、住民活動の促進といった業務が規定されております。また五でいきますと、自治体に策定していただいている地方公共団体実行計画制度における、その達成のための自治体が行う施策への協力といったことも事業として定義されてございます。

実際に地域センターがやっておられる取組事例でございます。下の囲みのところですが、59ある地域センターのうち30程度の地域センターにおいて、事業者向けの何らかの取組をされているということでございます。福岡、群馬、北海道のセンターの事例を御参考までに掲載させていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○大塚座長

そうしましたら、御質問は後でしていただくということで、次に投資家・事業者のヒアリングを行いたいと思います。

まず資料3-1に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

資料3-1「投資家・事業者ヒアリングについて」という資料でございます。

次のページをお願いいたします。本日、委員の皆様の御議論に先立ちまして、投資家の方、事業者の方のヒアリングを予定してございます。今回、企業の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直しに向けた検討を進めていくに当たりまして、算定・報告・公表制度の報告・活用実態、それからESG金融・情報開示という視点を把握する観点からヒアリングに御協力いただいております。

本日、投資家といたしまして、第一生命保険株式会社の石井部長様、りそなアセットマネジメント株式会社の松原部長様にヒアリングをお願いしてございます。また、実際に算定・報告・公表制度で報告いただいている事業者として、古手川産業株式会社の古手川社長様にお願いしてございます。古手川社長様におかれましては、津久見商工会議所の会頭をされておられますほか、日本商工会議所のエネルギー・環境専門委員会の委員ということでございます。

今回、ヒアリングにおきましては、あらかじめ以下の3点について事務局からお願いをしてございます。1つ目が、ESG金融、脱炭素経営といった取組の状況、今後の対応方針。2つ目として、算定・報告・公表制度の報告手続・公表内容などに対する所感について。そして最後に、こうしたESG金融や脱炭素経営の拡大・促進に向けた今後の制度の

活用可能性について。そういったことを主にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○大塚座長

それでは、投資家、事業者の順番でヒアリングに移りたいと思います。投資家の2名のヒアリングの後に質疑、また事業者のヒアリングの後で再度、質疑を行いたいと思います。なお、委員限りの資料が一部含まれておりますので、当該部分につきましては非公開とさせていただきます。

まず第一生命保険株式会社の石井様からご説明をお願いいたします。

○第一生命保険会社 石井様

第一生命保険責任投資推進部の石井と申します。よろしくお願いいたします。

まず弊社から、機関投資家としての気候変動に対する取組を最初に御説明させていただきます。

次の次のページをお願いします。こちらが弊社のESG投資、エンゲージメント活動に関するスナップショットを示したものでございます。弊社は運用資産が36兆円ありまして、こちらの右のチャートにありますとおり、幅広いアセットに投資をしております。そのうちESGテーマ型投資が2020年8月時点で6600億円となっております。内訳はその下のボックスにございます。エンゲージメントに関しましては、これは2019年度の実績ですが、対話社数といたしましては239社、国内株式ポートフォリオにおけるカバレッジとしましては3年累計で9割といったところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらが今年4月に発表いたしました「ESG投資の基本方針」で、3点、ポイントがございまして、まず1点目で、①ですが、弊社は2023年度までに全資産の運用方針・運用プロセスにESGを組み込むことを考えてございます。2点目といたしましては、ESG投資の残高ですが、重点的な社会課題の解決に向けて2023年度までに投資金額を倍増したいと考えてございます。特に弊社が重点的な社会課題と考えておりますのが、真ん中の緑の四角に記載しておりますが、QOL向上、気候変動の緩和、地方創生・地域活性化という3点でございまして、3点目、③ですが、ESG取組促進に向けたスチュワードシップ活動で、エンゲージメントを通じて企業の前向きな行動を後押しするという、特に気候変動の緩和に向けて、そういった気候変動への取組についてエンゲージメントしているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは、特に気候変動に絞った取組を記載してございます。真ん中の緑のところを御覧いただきたいのですが、1点目は、再生可能エネルギー発電の投融資等を通じた取組でございまして、2点目といたしましては、石炭火力発電事業・石炭採掘事業への投融資を禁止していること。3点目といたしましては、これはこれからの取組ですが、運用ポートのCO₂排出量計測によりまして、将来的に気候変動の影響を踏まえたポート構築を行っていきたくと考えてございます。その他では、エンゲージメントですが、特にClimate Action 100+などの国際的なイニシアティブにも参加して、集团的エンゲージメントをやっているところでございます。

次のページをお願いします。こちらに関しましては、再生可能エネルギーへの取組とい

うことで内訳を示しているということで、御参考までということでございます。

次のページをお願いいたします。こちらはE S Gのインテグレーションの具体的なところを記載してございます。この4月から弊社はE S Gアナリストを新規に設置いたしまして、アセット横断的なリサーチを実施できるような体制を整えてございます。特に2020年度に関しましては、気候変動に加えまして廃棄プラスチック問題について重点的に分析を実施しているところでございます。E S GアナリストがE S Gスコアリングを付けておりまして、これをエクイティアナリストやクレジットアナリストに情報連携するということをやっております。エクイティアナリスト、クレジットアナリストは従来の社内ランクに反映させて、最終的には社内ランク・格付を踏まえて売買を実施するという形で、E S Gインテグレーションを進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは、より具体的な気候変動に関するインテグレーションについてまとめたものでございます。まずステップといたしましては、GHG高排出セクター・企業を抽出するということで、S c o p e 1、2、3で高排出企業・セクターを抽出します。それから、石炭権益を持っているような業種も抽出する。これをベースといたしまして、炭素税、座礁資産、罰金を考慮して、どのぐらい企業の財務に影響があるかということのを定量的に推計します。それに企業の排出量削減目標を勘案いたしまして、最終的に企業の定量的な影響、定量評価を算出いたします。これに加えて、TCFDの開示をベースにいたしまして、その開示レベルに合わせて企業のスコアリングをする定性評価も実施しております。この定量評価と定性評価をベースに企業の気候変動に関するE S Gスコアの算出を実施してございます。

次のページをお願いいたします。こちらはエンゲージメントについて記載してございます。今年度のエンゲージメントの方針といたしましては、重点テーマといたしまして、こちらの表の左下に記載がありますが、新型コロナ、気候変動、廃プラを取り上げておりまして、それをベースに、コロナが60社、気候変動が40社、廃プラが40社という形で抽出して、最終的には全体で270社とエンゲージメントする計画となっております。

以上が弊社の取組でございます。

続きまして次のページで、今回の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の見直しの視点をお話しさせていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。こちらは、今回の制度に関する所感をまとめてございます。評価点と課題があるかと考えております。

まずは「評価点」ですが、こちらの制度に関しては、上場・未上場企業、地方公共団体も含めた幅広いセクターをカバーしているということで、非常に網羅的な調査であると評価してございます。それから、統一の基準であり、かつ法定の報告ですので、データの信頼性や正確性が非常に高い。また、公的な統計ですので、無料で幅広い利用者がアクセスできるところが評価点かと思えます。通常、我々のような投資家は、非常に高額なE S Gデータベンダーと契約いたしまして、そういったデータを入手しているという実態がありますので、無料でアクセスできるというのは非常にメリットであると考えてございます。

こういった評価点がある一方で、課題も存在すると考えてございます。こちらの下のところですが、今回のこの制度が日本国内の排出量を算定するという趣旨があるということもありますが、報告対象が、先ほどお話が出ていましたが、S c o p e 1、2の排出量の

多い企業が中心で、Scope 3が報告対象外となっている。また、海外の子会社が報告対象になっていないということがございます。我々投資家としましては、企業を評価する際には、基本的には企業グループベースで評価するところがございます。例えば自動車産業でいいますと、海外販売比率が高いですし、Scope 3の排出量が多いということがありまして、そういった企業についてはグループ全体の活動がこちらの制度では把握できないところが課題であるかと思っております。

それから、開示対象としましては、先ほどありましたとおり、一部、請求ベースでしか入手できないということで、請求手続が必要になってくる。それから、即時性ということでいいますと、公表は報告から2年後で、タイムリー性に欠ける。あとは利便性ですが、これはテクニカルなことですが、データのハンドリングがしづらいところがありまして、単年度ベースの報告になっているので、時系列のデータが取りづらいといえますか、すぐには取れない形になっている。あとは、必要な情報だけを抽出したいというニーズがあるかと思いますが、それが今の形ではできない。あとは、企業グループベースではないということで、連結ベースでの数値を自分で算出しなければいけない。あとは、企業のほかの情報と組み合わせたいときに、証券コードのようなものがあれば、ほかの情報と合わせがしやすいのですが、そういった紐付けもなされていないという問題点があるかと思っております。

次のページでございますが、こういった課題を踏まえまして、私のほうでの考えさせていただきます。改善提案でございます。

報告対象の一番上のところですが、やはりScope 3も報告対象に加えていただけないか。ただし、企業の負荷もありますので、排出量の多い企業や業種から段階的に義務化することはできないのかといったところがございます。現状、Scope 3を開示している企業と開示していない企業が結構まちまちで、開示したほうが損だというような考え方になっているところもありますので、できればある程度、義務化することができないかと考えているところがございます。

それから、Scope 3ですが、今カテゴリーが15個あるということで、この15段階あるカテゴリーでどれを優先的にするのかということは業種によって異なるということですので、そういった優先順位を付けて義務化していくことが必要なのではないかと考えてございます。Scope 3を開示している企業でも、カテゴリー別で開示がばらばらで、この企業はカテゴリー4を開示しているけれども、この企業は開示していないというところがあると思っておりますので、そういったところを統一化していただきたい。それから、先ほど来あります海外子会社の排出量をどう取り扱うかという問題があるかと思っております。

あとは、報告対象の拡大です。これはさらなる利用促進に向けた御提案ですが、例えば排出削減目標を設定している企業の場合には、それを報告対象に加えてはどうか。それから、排出量の増減要因や削減努力がある場合は、今は報告は任意となっておりますが、原則として報告することとしてはいかがかと考えてございます。あとは、報告対象については、請求ベースの開示が今ありますが、原則として最初から公表するとされてはいかがと思っております。

また、開示場所の拡大ですが、ここはやや議論があるところかと思っておりますが、例えば主要項目である排出量の全体の数字については、他の法的な開示資料、例えば有価証券報告

書などで開示することにはいかがかと考えてございます。そういったことによって、より幅広い投資家の目に触れますし、活用も広まるのではないかと考えてございます。

即時性については、先ほどからお話があるとおりで、できれば1年以内に公表いただきたい。かつ、企業が年次報告書やCSR報告書にこういった数値を記載してまいりますので、できればそれと同じようなタイミングで公表いただくというのが一番ベストなのではないかと考えてございます。あとは、経済統計のように速報値と確定値ということで段階的に公表する手もあるのではないかと考えてございます。特に公的機関や未上場企業としては、人的なリソースの問題もあるということで、報告のタイミングが多少遅れてもいいのではないかとといったところです。

最後に、利便性、データハンドリングについては、ホームページ上で、できれば企業別、項目、年度といった好きな項目を選択してエクセル形式でダウンロードできるような形にする。あとは、グループベースでの集計ができるように、上場企業の場合は証券コードを併記する。そういったことが対応いただけると非常に使いやすくなるかなと考えてございます。

こういったことに御対応いただくことによりまして、弊社の先ほど御説明したような毎年のESG評価の組入れが可能になる、またScope 3を入れることによってサプライチェーン全体のGHG削減の取組あるいは進捗の確認が可能になる、と考えてございます。

私からは以上でございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。大変実的に重要な話をしていただけたと思います。

では次に、りそなアセットマネジメント株式会社の松原様より御説明をお願いいたします。

○りそなアセットマネジメント株式会社 松原様

ありがとうございます。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、資本市場がこれらの問題に対してどのように考えているかということで、資本市場を取り巻く動向や国際動向につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

次のページをお願いできますでしょうか。これは、投資家がESGの情報に対して非常に関心、感度を高めているとアンケート結果でございます。特に外部不経済性といった観点から、Eの側面、特に気候変動に関する関心度合いは非常に高いところでして、Eに関する非財務情報を必要とする状況になってきていると感じております。

次のページをお願いできますでしょうか。これは、ESG活動の代表的なプラットフォームであります国連責任投資原則（PRI）の賛同運用機関数と賛同運用機関が有している運用資産残高の推移でございます。足下2020年でいきますと、署名機関数が3,000、運用規模が100兆ドル、1ドル=100円換算すると1京円といった非常に大きなプラットフォームに成長しております。2020年10月にPRI総会が東京で行われる予定でしたが、1年延期で2021年9月に東京でPRI総会が行われる予定です。世界中の投資家が東京に集まって、ESG問題について討議予定しているといったところでございます。

次のページをお願いできますでしょうか。このPRIですが、向こう10年のビジョンを

世界に発信しています。幾つかテーマがありますが、やはりESGに対するコミットメントを果たすこと、説明責任を果たすということです。これは単にやっているということだけではなくて、具体的にどのようにアクティビティを高めているのかといったことに重点が移っています。そして、持続可能な社会と持続可能な金融システムの同期化がございませう。例えば、パリ協定を支持し、気候変動への対策を支持する。さらにSDGsが実現される世界を目指す。そういったところがPRIの向こう10年のビジョンになります。

では、このビジョンが国内の運用機関にとってどれだけの影響を及ぼしているのかということですが、次のページでございませう。現在PRIに署名している運用機関の具体的な名前がございませう。御覧のとおり、アセットマネジャー。機関投資家が中心ですが、アセットオーナーもいらっしやいませう。GPIF、あるいは第一生命など、も集まってこういった議論をしています。このスライドには運用機関だけが載っていますので、そこは付け加えさせていただきます。

続きまして、次のページをお願いできますでしょうか。こういう活動が進化してきているということで、Climate Action 100+を御紹介しています。ここでは、100の上場企業のうち日本の企業が10社ということで、内外の投資家と企業とで共同のエンゲージメント活動をしています。対象企業としてはScope 1、2、3の排出量の多い企業について、TCFD開示を含めた取組を支援するといった活動でございませう。これは、先ほど第一生命の話にもありましたとおり、この動きは日本の機関投資家においてもしっかり活動しているということです。

次のページをお願いできますでしょうか。具体的にどのようなエンゲージメントをしているかということで、大きく分けて3点挙げております。1つ目は、排出量削減についてのエンゲージメントです。2つ目は、ガバナンスの関与についてのエンゲージメントです。3つ目は、情報開示に対するエンゲージメントです。とりわけ情報開示には定性情報と定量情報があります。本日はSHKを踏まえて議論を予定しているとのことですので、機関投資家が重視している定量情報にかかるポイントにつきまして解説させていただこうと思っております。

次のページをお願いします。一般的に資本市場が定量情報を活用するに当たって、のフォーカスポイントを6点、御紹介させていただきます。まず1つ目は正確性。その情報が正確であるかという観点。2つ目は範囲性。これは網羅性ともいいますが、その情報がどの程度まで網羅しているか。例えば、対象企業数、あるいは対象の情報範囲、それは例えば、Scope 1なのか、Scope 2なのか、Scope 3なのか、その軸足がずれていくと、評価の公平性に進展していくと懸念がございませう。3つ目は継続性。その情報がどの程度継続した情報であるか。4つ目は比較可能性。その情報が比較可能な情報であるか。5つ目は迅速性。その情報がタイムリーに発信されているかどうか。最後は切実性。その情報が切実な情報、切実な問題であるか。そういったところがきちんと担保されることが、資本市場において重要な要素になってくるということでございませう。

そういった中で、次のページですが、こちらは施行状況検討会資料から引用させていただきました。SHKの今の状況、それから投資家が関心を寄せている領域（GHGプロトコル）についてここでは触れさせていただいていますが、まだその差があると理解しています。先ほどからのお話のとおり、投資家においても、こういう感度を広げていってございませう。

して、定量情報をはじめとするニーズの高まりは着実に増えていっているところがございます。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○大塚座長

松原様、どうもありがとうございます。

それでは、石井様、松原様からの御説明につきまして御質問はございませんでしょうか。名札を立てていただくとありがたく存じます。では、水口先生お願い致します。

○水口委員

水口です。石井様、松原様、ありがとうございました。いつもいろいろなところでお世話になっております。

質問ですが、お二人の会社は恐らく、従来2年遅れということもあって、算定・報告・公表制度の数値を直接、投資判断には今までは利用されていなかったと理解しているのですが、それはそういう理解でいいのかということ。

今、松原様からも、また石井様からもありましたように、見直すことによって活用の可能性が高まるということ、例えば石井様の最後のスライドには、こういう観点で改善したら良いのではないかと御指摘をいただいておりますが、このように改善したならば、この情報を投資判断に使うようになるということなのか。あるいは、既に情報ベンダーが世の中にあって、それなりに情報開示のエコシステムも出来上がっている中で、直接この数値を利用しに来ることはないのか。その辺の、改善されたらもっと使うようになるということなのかどうかを教えていただければと思います。

○大塚座長

ありがとうございます。

まとめてお答えいただこうと思いますが、ほかには。では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

貴重な情報を、どうもありがとうございました。

お二人に共通の質問を。多分この会議でも重要な 이슈だと思っているのは、最後に松原さんも、速報性が重要であるというクライテリアを示されておられましたし、石井さんも同じように「即時性」という言葉を使われて、そういった情報が投資判断等に必要だとおっしゃっていました。私は長くエネルギー需給を分析してきた立場からいいますと、信頼性のあるエネルギー統計を継続的に得ることになると、どうしてもタイムラグが生じるというのが国際的にも一般的だと思っています。逆に言えば、先ほど石井さんが、速報値を出して、その後、確定値にすればどうかという御指摘もあったのですが、そのところのデータのぶれが生じてしまいますと、持続的にどういう変化が起こっているのかということ进行分析する際に、利用するのにhesitateしてしまうというのが、どちらかというエネルギーアナリストの視点です。ですが、投資家目線で考えた場合には、そういった部分での速報性が必要だと。逆に言うと、信頼性も必要だと松原さんはおっしゃった。速報

性と信頼性がもしかしたら両立しない可能性もある中で、この辺の速報性に対するニーズを、なぜ速報値が必要なのか、エネルギーは、2年前、1年前のデータで、かつ継続的なデータがあれば、そういった長期間にわたってある程度、構造変化をしていく世界だと思っているのですが、そうではなく短期的な情報が必要だというその背景と伺いますか、御意見を改めて確認したかったので、よろしく願いいたします。

○大塚座長

ほかにはよろしいでしょうか。では、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。石井さん、松原さん、どうもいつもお世話になっております。ありがとうございます。

先ほど水口委員がおっしゃった点とかぶるのですが、確認までです。つまり、様々な情報会社を利用して実際には運用あるいは投資の判断をされていると思います。他方で、これは特に石井さんの資料の11の辺りの評価点でもあると思っておりますが、公的な、政府に事業者が提出したデータの価値というのは、やはり情報会社の情報に加えてあるのかということです。勝手に推測しますと、虚偽情報が提出されていけば、当然それに対して国の法令に従った罰則も最終的には適用される可能性があるという意味では、ベンダーとは違う性格を持つ公的なデータとしての価値があるという御指摘かなと思って拝見しておりましたが、その点について御質問です。

○大塚座長

では、奥委員、お願いします。

○奥委員

ありがとうございます。

松原様にお伺いしたいのですが、スライド7で定量情報に係る要素、クライテリアをお示しいただいていたかと思えます。一番最後の「切実性」について、他の要素については客観的にそれが判断できる要素だと思えますが、切実性は主観も入り得る要素ではないかと思えます。特に投資家の視点からどのように切実性を判断するのか、もう少し御説明をいただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

○大塚座長

ほかにはよろしいでしょうか。

松原様が4時に退席されるということですので、松原様からお答えいただければと思います。

○りそなアセットマネジメント株式会社 松原様

こちらは全て順番にお答えしたらいいのですか。それとも、幾つかまとめてお話しさせていただきますか。

○大塚座長

どうぞ、とりあえず順番にお願いできれば。

○りそなアセットマネジメント株式会社 松原様

順番にいきますか。

最初の水口委員からのお話で、まずSHKを使うかどうかということです。現状、GHGが公開されており公開というか、推定値もされているところがあるので、まず私たちはそちらの活用をしています。明らかに企業の適用範囲、つまり、企業のバウンダリが広がってきています。企業のサプライチェーンと言ったらいいのでしょうか。そういう観点で、その企業がどこまで広げてバウンダリとして認識しているのか。そこに何らかの活用の余地があるのであれば、範囲性の広いSHKも活用の可能性が高まるのではないかと考えています。ただ、現状のところは恐らくまだSHKそのものの制度が資本市場に認識されていない理解していますので、資本市場には根付いていない情報と思っています。

2つ目の御質問ですが、速報性についてです。特に資本市場は日々、企業の価格化が行われています。つまり、企業が価格に変換するメカニズムが日々行われているということなので、このメカニズムに合わせていくと、ぶれ幅にもよりますが、ぶれても即時性のニーズは高いということです。もちろんそこはestimateですから、徐々に収れんしていくという方向で捉えていく必要があると思います。これは、投資家がこれらの情報について、どう評価していくかということにつながってきますが、正確性と迅速性ととのバランスが資本市場においては重要なテーマかと思っています。

正確性の話では、政府がバックアップしていることの安心感があります。特にデータについてのconfidenceという要素は重要です。もちろん、企業のCO₂排出量の数値そのものが1、10のところでも少し変わったということが、企業の財務にどれだけのインパクトがあるのかということも併せて検討する、つまり、その情報の企業価値に関する重大性も併せて見ることとなりますので、直接的にその数値の微細なところまでconfidenceを求めることはございませんが、まず御質問の答えとすれば、大きな括りとしてconfidenceがあるほうがいいというのは間違いないです。

切実性ですが、これはおっしゃるとおり、これまでの5つ目までの数字とは少しくライテリアが違くと私も思います。なぜ違うのかというと、資本市場が必要とする情報は刻々変わっていきます。しかも、非財務になってくれば、財務へのインパクトの結び付き方によっても大きく異なってきます。また、そのマーケットの状況以外、例えば社会の状況によっても変わってくると思っています。その観点からすると、昨今の大きな気候変動問題に関しては、社会のサステナビリティが企業のサステナビリティにインパクトを及ぼしてきているという観点から見てきて、財務インパクトの切実性においては高まってきていることから、資本市場はそれらに対して関心が高くなってきているということです。切実性という意味においては、財務条項へのインパクトという観点からの位置付けでお考えいただければありがたいと思っております。

御質問に全てお答えできたか、定かではございませんが、私からの御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○大塚座長

どうもありがとうございます。お忙しいところ、本当にどうもありがとうございます。
では、石井様、お願いできますでしょうか。

○第一生命保険会社 石井様

まず最初の御質問ですが、このSHKの制度の数値を使っていなかったかどうかというお話ですが、実際にこれは使っておりませんでした。弊社の場合はデータのベンダーであるMSCIという会社と契約しておりますが、そちらにScope 1、2、3のデータが収録されておりまして、そちらを使っていたところでございます。では、見直すと使うようになるのかという話ですが、MSCIのデータの収録の方法、元データのソースをたどっていくと、彼らは各社のアニュアルレポートやサステナビリティレポートの開示数値、あるいは政府の統計を使っているということのようでして、結局、アニュアルレポートに開示しているような数値がこのSHKの数値と、カバレッジは違いますが、今後、同じようになっていくのであれば、使えるようになるのではないかと考えている次第です。ですので、私が申し上げた先ほどの全ての改善提案が改善された場合には、ほぼそういった使うようなデータに、MSCIに収録されているようなデータに近いものになるのではないかと考えていますので、そういった場合には使えるようになるのかなと考えているということでございます。

あとは、速報性と正確性をどう考えるのかというところですが、もちろん正確であるというのは非常に重要であると思っておりますが、使い方にもよるのかなという気がしております。先ほど松原さんがおっしゃっていたとおり、金融市場は日々変わっているところですので、どうしても速報値を重視する傾向はあります。例えば、皆さんよく御存じのとおり、経済統計のようなものは、速報値が出て、最後に確定値が出るという形で、だんだん数値は変わっていきますが、その速報値を見ながらいろいろ日々動いているというところがあります。使う側がどのデータを使うのかということをやっと認識していれば、それはそれでいいのかなと。例えば、非常に精密な分析をする場合には速報値を使うとか、まずはその企業とエンゲージメントする材料が欲しいということであれば、速報値を使うとか、そういった使い分けをすることがある程度、有効なのではないかという気がいたします。

私が申し上げた速報と速報という意味ですが、今、企業が報告されているのは、結局、毎年3月末の時点のデータを報告するのが大体7～8月ということですかね。この辺りは事務局の方にチェックしていただきたいのですが、なので、企業の側としては、期末に出た数字を大体その年の夏か秋ぐらいには報告されていて、それは正確な数字になっているということだと思います。それが早く開示されることが必要なだけであって、正確性は実はそんなに変わらないのかという気がしています。

速報値、速報値のところかというと、例えば、Scope 1、2は最初に出す。ですが、3については時間がかかるので後に出す。そういった出し方、報告の仕方もあるのかなという気がいたしております。なので、その辺りで速報値、速報値という話をさせていただいたということです。

公的な政府に提出したデータに価値があるのではないかとこのところですが、まさにお

っしゃったとおり、政府に提出したデータが非常に信頼度が違ってくるのだと思っております。ただ、MSCIが収録しているようなデータについて、何か不正確な数字が交じっているのかといったら、実はそうではない可能性もあって、彼らは各社のアニュアルレポートのデータなどを拾ってきて収録しているのですが、そのアニュアルレポートに載せているデータは結局、政府に提出したデータを基につくっているものが結構あるようです。そうすると、そこまで信頼度という意味では違わないのかもしれないなという気がしております。ただ、政府から網羅的な形でデータを出していただくことによって、我々としてはより使い勝手がいいというか、お墨付きをいただいているという感じはするということだと思っております。

私からの回答は以上でございます。ちゃんとお答えできたかどうか、分かりませんが、よろしく申し上げます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。時間も大分押しておりますので、お二人の方、本当にどうもありがとうございました。

続きまして、事業者のヒアリングに移りたいと思います。古手川産業株式会社の古手川様から御説明をお願いいたします。

○古手川産業株式会社 古手川様

古手川産業の古手川と申します。どうぞよろしくようお願いいたします。

まず弊社の概要から説明させていただきます。創業は明治28年、所在地は大分県津久見市でございます。資本金6,000万円の中小企業であり非上場でもありますので、今いろいろお話にありましたようなESG金融については感度が低いかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。事業内容は、生石灰・消石灰・炭酸カルシウムの製造販売であり、産業分類ではセメント製造業と同じく窯業・土石部門に分類されております。製品の用途は、製鉄、紙パルプ、化学工業向け、アルカリ剤として排水中和、排ガス中和等です。また、地盤改良材、漆喰、インフルエンザの防疫用消毒剤等でも幅広く利用いただいております。私は代表者ですが、津久見商工会議所会頭を仰せつかっているほか、業界団体では日本石灰工業組合、日本石灰協会の理事も務めさせていただいております。

次に、弊社事業の具体的な製品製造工程を説明させていただきます。工場所在地であります津久見市は、日本有数の石灰石の産地であり、弊社ではその石灰石を原料として、資料2ページの中央に記載しております焼成炉により、900℃で石灰石を熱分解し、生石灰を製造いたします。この分解工程において、炭酸ガスがプロセスから発生いたします。私どもは、C重油を使っておりますが、そのエネルギー起源のCO₂と、非エネルギー起源、分解プロセスからのCO₂と、2種類の炭酸ガスを排出しております。

資料3ページは温暖化対策等への取り組みについてです。私どもの業界は、日本石灰工業組合を中心に、経団連の環境自主行動計画に参画し、また、2013年以降は同じく低炭素社会実行計画に参画し、CO₂削減活動に取り組んでまいりました。

目標達成のためのこれまでの取り組みとして、弊社の取り組みの事例を記載いたしまし

た。例えば、燃焼効率の改善として、エマルジョン燃料を使用しております。また、設備・機械効率の改善としてインバーター化を推進、全工場設備の電力デマンドの見える化（デジタル化）による異常値の早期発見により省エネを強化する等の活動をしてまいりました。低炭素製品を通じた取り組みとしては、炭酸ガスの削減には直接カウントされませんが、高反応性消石灰への代替を進めております。従来品と比較して使用量を大幅に低減でき、従来品の60%ぐらいの使用量で済むため、製品等の輸送量の低減が可能となっております。今後の取り組みですが、焼成炉の燃焼効率のアップのためのビッグデータ解析、あるいはAIの導入もこれからの検討課題でございます。

資料4ページ、温暖化対策への取り組みは、日本商工会議所においても推進中です。日本商工会議所では、2017年に「商工会議所環境アクションプラン」を策定し、地域の中小事業者——全国125万会員を対象にして、ほとんどは温対法の対象外の事業者であることが一つの特徴になりますが、そのような中小事業者に対して省エネ視点を加味した経営改善、あるいは生産性向上を図る取り組みを進めております。

資料5ページ、今日の主たる議題である算定・報告・公表制度ですが、先ほど申し上げたように、私どもはエネルギー起源、非エネルギー起源と2種類の排出をしております。①エネルギー起源CO₂は、経済産業省の管轄の省エネ法のフォーマットで経産省へ報告し、これは温対法での報告を兼ねております。また、②非エネルギー起源CO₂は、温対法のフォーマットで環境省へ報告するというのですが、これは①と併せて経産省へ提出させていただいております。

現在の算定・報告・公表制度は、私どもも多く炭酸ガスを排出しており、排出事業者としての義務であり、今後、デジタル化、あるいはオープンデータ化されることは時代の流れとして当然のことであり、やむを得ないと認識しております。ただし、前提として、温対法のフォーマットであれば、CO₂排出数量のみの公開に限定されていると認識しております。様式第2 関連情報という報告もありますが、これはあくまで任意であるという前提でおります。

一方、省エネ法のフォーマット、経産省のフォーマットでは、炭酸ガス排出数量の増減の理由を記載する欄があり、これは記入しなければいけないものだと思いますが、場合によっては会社の経営状況に直結する情報、例えば、重大故障、需要の落ち込みによる設備稼働率の低下等の情報も含まれており、これらの情報の公表には疑問を感じております。先ほどのご説明の中で、全体的なデジタル化の申請で、省エネ法、温対法をまとめてというような図表がありましたが、その辺りの区分ははっきりさせていただければと思います。

一方で、炭酸ガスを減少させる努力があった場合には、いわゆるESG投資へのアピールにもなり、その背景が見える形が望ましいわけですが、どこまで情報開示するのかというのは、個別の企業毎にいろいろなお考えもあり、大変難しい問題だろうと思います。ポジティブな情報だけを任意で公開できればいいですが、そうなると、様式第2の関連情報の活用を進めることになるだろうと思っております。

また、先ほどから報告と公表のタイムラグのお話がありましたが、デジタル化により、それらが少しでも解消されるのであれば、それは望ましいことだと思っております。

次に、温暖化対策への意見として、私どもはエネルギー起源のCO₂に関しては、経団連の自主行動計画に沿って自主的に削減に取り組み、一定の成果も上げてまいりました。

一方で、広い意味での炭素税の議論がございますが、これは中小企業にとっては非常に重たい税制であり、また、これにより本質的に炭酸ガスが全て無くなるというわけではありません。むしろ、設備投資余力を奪うことにつながり、これまでのような炭酸ガス削減のための省エネ投資が縮小してしまうリスクがあります。我々としては、現行の地球温暖化対策税以上の拡大、あるいは上乘せは反対という立場でございますが、御理解いただきたいと思っております。

非エネルギー起源のCO₂について、我々の排出量はかなり多くなります。現状では解決策を持たないのが実情であり、削減するには生産量を落とすしかございません。2050年にCO₂の排出実質ゼロを目指すためには、この辺りの対策が非常に大事になります。カーボンキャプチャーが非常に重要になると思いますが、技術開発に期待しております。また、カーボンキャプチャーに実際に取り組むことになった場合、ESG投資等へのアピールになると思っておりますが、算定・報告・公表制度の中でどのように表現していくのか。クレジット同様のマイナスカウントを行い、制度化が当然なされるのだろうと思っておりますが、炭酸ガス回収後の利用のされ方が今後、重要になるのではないかと思っております。

最後になりますが、私ども石灰業界の最終製品である漆喰や地盤改良材は、大気中のCO₂を固定化し、長時間かけて炭酸カルシウムに変化してまいります。自然界でのカーボンキャプチャーの役割を果たしているとも言えます。あくまで科学的エビデンスがあるという前提ですが、これが証明できれば、将来的にCO₂排出のマイナスカウントとしてぜひ制度化を期待するところでもございます。

カーボンキャプチャーは回収後の活用(CCU)方法が非常に限定的です。メタネーションや人工光合成など、いろいろな技術開発が期待されておりますが、これらはいずれも水素が必要となります。カーボンキャプチャーの新しい技術や安価な水素を作る技術の開発に、ぜひ国も総力を挙げて取り組んでいただければと思います。

私からの発言は以上でございます。ありがとうございました。

○大塚座長

古手川様、どうもありがとうございました。

ここで経済産業省の梶川様から御発言があるということですので、よろしく申し上げます。

○経済産業省

すみません。オブザーバーながら、これから委員の方々に議論していただく中で、お伝えしたほうが議論が深まるということについてお伝えできればと思います。

この制度そのものは、もともとは事業者が自ら算定して報告して、排出量の抑制をしていくという制度になっていると認識しています。その上で、出てきたデータが様々な方にしっかり使われるというのが大変重要な議論だと思っています。

その中で、事務局の資料で資料2の16ページにこの制度の施行状況というスライドがあるかと思っております。実際にこれはどういう人たちが使っているのかということ想像してもらいながら御議論いただくのが大事かと思っています。「報告状況」に1万2354の事業者と記載があります。これは省エネ法の制度を使っています、我々のほうでどういう事業

者がいるのかという分析をしましたが、株式会社が大体9,500弱ぐらいで、そのうち中小企業が6,000弱ぐらいです。今の古手川様のお話もありましたが、6割以上が中小企業だという制度です。

あとは、投資家の方からとても建設的な御意見があったと思いますが、実際に上場企業と非上場の割合は、上場企業が15%程度で、非上場が85%ぐらいという制度になっていまして、資本市場なりESGの投資家の方からのいろいろな期待もあるかとは思いますが、実態は中小と非上場の方がこういうものをかなり使っているというのは御議論いただくときに認識していただくことが大変大切かと思っています。

それで、上場企業の場合は、資本市場において投資家が売買する。企業側の情報がしっかりと開示されないと情報の非対称性が生じるということで、そこに一定の市場の失敗があるということで制度的な措置をしているとは認識していますが、非上場企業の場合は財務情報でさえ、そこまでの開示義務はないということもあるかと思っていまして、この辺りも議論いただくときに大切な論点かと思っています。温対法の中でどこまで開示を求めるのか、資本市場の規律の中でどこまで求めるのかという議論をしていただくと、大変有益かと思っています。

オブザーバーながら、委員の方に、特に法律の専門の方がたくさんいらっしゃいますので、その辺りを認識していただけると大変ありがたいと思って申し上げました。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、先ほどの古手川様の御報告、御説明との関係でオブザーバーの日本経済団体連合会におかれましては、これまでの議論を踏まえて何かございますでしょうか。

○日本経済団体連合会 谷川様

ありがとうございます。このたびはオブザーバーとして参加をお認めいただき、また、御発言の機会をいただき、ありがとうございます。

経団連といたしましては、適切な開示に基づき、開示側と投資家との間で建設的な対話が行われることで、金融の側面から「経済と環境の好循環」が後押しされていくことは、非常に大事であると考えています。

経団連は、TCFDコンソーシアムに参加させていただいているほか、TCFDにも賛同し、企業の自主的な情報開示が広がりを見せ、充実していく方向になるよう、取組を進めているところです。

今回の算定・報告・公表制度の見直しにつきましては、デジタル化やオープン化を図るという基本的な方向感については違和感がないところです。先ほど同時報告システムの準備についてお話をいただきました。そうした取組を進めていただくと共に、様々な法的な開示の枠組みがある中、開示の様式や集計期間など、条件が異なるというお話も伺っていますので、そうした面での統一につきましても併せて御検討いただければと思います。

今回の算定・報告・公表制度につきましても、事業者の方々からも開示されたデータの取扱いや事業者の負担といった観点から懸念も聞かれるところです。先ほど古手川産業からお話をいただいたこととも重複いたしますが、一部、御紹介させていただきます。

まず個々の事業所につきましては、生産される製品、生産プロセスが異なると理解しています。特に大企業においては、企業全体として最適化・効率化を図っている状況にありますので、特定の地域の活動で完結しないという実態があるかと思えます。そのため、事業所単位での開示が必ずしも適さないケースもあることに御留意いただければと思います。事業所単位のデータをオープン化していくということでしたら、こうした事業所間の単純な比較が適さないことにつきまして、例えばデータ利用上の注意に明記していただくなど、データの利用者が十分に理解できるような工夫をいただくことも必要になってくるかもしれません。

2つ目は、新たな報告項目を設定するといったことが今後、議論されるかと思えますが、この項目が任意となるのか、義務的なものとなるのか、それらが公表されるのか、されないのかといった報告の種別、その必要性や妥当性、他の開示枠組みとの関係、また先ほどもお話がありました競争上の観点から開示が与える影響、報告に関わる負担等につきまして精査いただき、対象となる事業者に納得感のある形で丁寧に説明をいただければと考えます。

また、再エネ比率につきましては、事業者の方々から、そもそも再エネが主力電源化の途上にある中で、再エネの利用を望む電力ユーザーが経済合理的な形で十分な量を調達できていないという課題もあると伺っています。事業者によっても異なるハードルに直面している中で、報告することが適当なのかといった声も伺っているところです。

御紹介いたしましたのは一部の意見ですが、開示対象となる事業者の声を広くしっかりと聞き取っていただきながら検討を進めていただければと思います。今回の温対法の改正につきましては、算定・報告・公表制度の見直しも含むことから、広く事業者に関わる改正になるかと考えます。今後、例えば中環審の場などを経て、丁寧な検討プロセスを踏みながら、事業者を含むステークホルダーの十分な理解を得ていくことが重要であると考えます。

ありがとうございました。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

そうしましたら、特に古手川様からの御説明につきまして御質問はございますでしょうか。今の経団連からのものについても。どうぞ。

○小笠原課長

地球温暖化対策課の小笠原です。

古手川様、お忙しいところ、参考になる御意見をどうもありがとうございます。

古手川様の発表の中で事実関係として、スライド5で、省エネ法、経産省に出される情報と、算定・報告・公表制度で出す書類についての御指摘がありますが、結論からいいますと、古手川様の紙の一番最後のポツで書いていただいているように、今ポジティブ情報だけを任意で公開できるような仕組みになっております。なっておりますというのは、先ほども若干説明いたしました、算定・報告・公表制度では様式第1という形で排出量を出して、様式第2で排出量の増減の理由や、こんなことに取り組んでいるということ

意で出していただけることになっていきます。その様式2に書いていただいたものは、自動的に公表される仕組みになっております。経産省の省エネ法に基づいて提出される報告書においては、CO₂排出量増減の理由ではなくて、エネルギー効率を改善できなかった場合に、なぜエネルギー効率が改善できなかったのかという理由を書いていただく欄がございます。それは非公表になっております。したがって、結論として、細かい話で恐縮ですが、算定・報告・公表制度のほうでは、自分がこういうふうに取り組んだということを任意で書いていただいたものはアピールできる形になっていて、省エネ法の報告では、エネルギー効率について改善できなかった理由を書くことになっていきますが、それは公表されないという取扱いになっております。そこだけ議論の前提として補足させていただきます。

それから、それからCCS、水素についての御指摘をいただきましたが、こういった点については経済産業省と共に、CCS、水素についてどのように進めていくかということとは取り組んでまいりたいと思います。

最初に失礼しました。

○大塚座長

重要な御指摘をどうもありがとうございました。

では、特に古手川様の御説明に関して御質問はございますでしょうか。経団連についてももしありましたら、お願いします。では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

古手川様、いろいろ御説明をありがとうございます。

先ほど来、金融系の方々からはCO₂、温室効果ガス排出量の算定対象としてScope 1、2、そして将来的、もしくはできればScope 3もいろいろな意味で公表するような方向性で検討してはどうかという御意見がありました。中小企業というお立場で考えた際に、Scope 3の算定のハードル、そういった算定能力といえますか、実際に計算可能か否かということも含めて、この辺のScope 3の情報開示に対してどのようにお考えか、御意見を伺えればと思います。

○大塚座長

まとめて後で扱わせていただきます。

では、水口委員、お願いします。

○水口委員

古手川様、大変貴重な御報告をいただきまして、ありがとうございました。

私からは2点、御質問です。

1点目は、例えば経団連の自主行動計画や実行計画に参画されて意欲的な目標を立てられていると思いますが、例えば、算定・報告・公表制度の中で単に排出量だけではなくて、目標を立てている場合にはその目標を開示してくださいという仕組みになったとしたら、地域の人たちにもアピールすることになると思います。積極的な目標を立てている場合には目標を開示してくださいという仕組みにして、よりアピールできるような仕組みにする

としたらいかががお考えでしょうかというのが1点目です。

もう一つは、本当に素朴な疑問なのですが、従来、算定・報告・公表制度で対応されてきたのだと思いますが、この数値が公表されたことによって、例えば地域の金融機関から何かアプローチがあったとか、誰かこの情報を使っているなどということを感じた例というのはございますでしょうか。それとも、公表はしているけれども、特段、何もフィードバック的なことはなかったのか、その辺をぜひ教えていただければと思います。

○大塚座長

ありがとうございます。

まとめて扱いたいと思いますが、他にはいかがでしょうか。

では、古手川様、特に水口委員へのお答えということになるとと思いますが、工藤委員からはむしろ古手川様に対してではなかったかもしれませんが、いかがでしょうか。

○古手川産業株式会社 古手川様

多くの質問をありがとうございます。

まずScope 3は、サプライチェーンを含めた間接排出という意味だと思いますが、大企業と異なり、いろいろなものの調達の出入りまで完全に把握することは、中小企業の場合、やればできるのかもしれませんが、相当の労力をかけることになりますので、できればその辺りは任意の報告で対応いただければありがたいなという考えでございます。

次にご質問いただいた目標の開示ですが、私どもは業界単位で目標に取り組んでおります。その意味では、その「目標」を個別の会社がブレークダウンし、それぞれどれだけの責任を負って進めるかということになると、そこはまだ曖昧な取り組みです。あくまで、業界として頑張れるところは頑張るし、業界の中にも大手・中小・零細企業がありますので、平均値として頑張っていこうという数値目標でございます。もちろん本来は、個別企業の目標として示せばいいのですが、まだそこまでは到達しておらず、今後の課題だと思っております。

それと、業界の数値なりを出すことによって金融関係からの、あるいは外部からの何らかのリアクションがあったかというところです。

○大塚座長

すみません。それは業界の数値ではなくて、算定・報告・公表制度について、地域の金融機関から何かアプローチがあったかという話です。

○古手川産業株式会社 古手川様

算定・報告・公表制度については、はっきり申し上げまして、ありません。私どもは非上場ですし、ESGに関連するようなアプローチは、今まで経験したことはございません。

○大塚座長

ありがとうございました。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

工藤委員の質問は、石井様にも言っているのかもしれませんが、石井様はまだおいでですか。もうお帰りですかね。

よろしいですか。Scope 3について、中小企業の算定能力はどうでしょうかという御質問ですが、もしお答えがありましたら、お願いしたいのですが。

○第一生命保険株式会社 石井様

私のほうから中小企業の報告ということでございますか。状況は、私もそれほど把握はしておりませんので。

○大塚座長

分かりました。

水口委員、何かお考えはありますか。ちょっと難しいですかね。

○水口委員

中小企業が、ということですか。

○大塚座長

はい。

○水口委員

いやあ……。

○大塚座長

それは多分、マニュアルなどを作ったり、国のほうでもいろいろ考えていくということが必要になってくるかと思いますが。では、これはこのくらいにさせていただきたいと思えます。

では、時間も押しておりますので、次に資料4に基づいて事務局から説明をお願いします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。またヒアリングの御対応に御協力いただきました皆様、本日は本当にありがとうございました。

この先は委員の皆様での議論に移りたいと思います。議論のたたき台として資料4を御用意させていただきました。「見直しの論点（案）」でございます。

1枚、めくっていただきまして、右下に「1」とあるスライドでございます。こちらにつきまして、前回の資料から基本的には抜粋してきておりますが、前回、地域地球温暖化防止活動推進センターについての御指摘を頂戴しましたので、「見直しの視点」、「制度的対応の状況」について追記してございます。

その上で、2枚目のスライドでございます。本日、大きく分けて2つのテーマにしてございます。論点①が「算定報告公表等の在り方」、論点②が「地域企業に対する啓発・広

報活動」にさせていただきます。

まず論点①でございます。今ヒアリングでもありましたし、その前の事務局の御説明でも差し上げたところですが、算定・報告・公表制度の現状、課題について、1つ目のポツに書いてございます。その上で、様々ヒアリングの中でもありましたが、このデータ、情報の入手可能性の向上に向けてということで、公表までの期間を短縮すべく、電子システムを活用して報告することを原則としてはどうかという論点を挙げさせていただいております。また、現状、請求があれば開示している事業所等の情報について、開示請求の手続なく閲覧できるよう原則として公表することとしてはどうかという論点も挙げさせていただいております。制度の大枠に関するものとしては、こういった論点を掲げてございます。

また、その次ですが、実際にデータを様々な方が御覧になるに当たってということで、公表に当たっては、電子システムを整備しているところですが、投資家・消費者・自治体など様々な関係者の皆様に対しまして、利便性の高い形で情報提供すべきではないかとさせていただきます。また、投資家の皆様との関係が中心になるかもしれませんが、気候変動に関する企業の取組、また戦略などの情報と併せて提供するといった工夫も考えられるかということも書いてございます。

また、様式第2、様式第1という話がありましたが、その次の四角で、任意のパートですが、排出量の増減の状況等について任意に記載する様式第2がございまして。これは、排出量の情報に対する理解の増進に資するためという目的で用意されているものでございまして。現状、排出量の増減の状況などの、先ほど申し上げたような項目が報告できるようになっておりますが、こうした様式を今後どのように活用していくべきかといったところについても御意見をいただければと考えてございます。

また、このほか、冒頭に御説明させていただきました環境省の施策ですが、政府で様々な脱炭素経営やESG金融などに対する施策がある中で、排出量の算定・報告・公表制度の外側での取組についても併せて進めていくことが必要ではないかということも書かせていただいております。

また論点②につきましては、地球温暖化防止活動推進センターについて問題提起をいただいたことを受けまして、最後の四角で、地域の企業も含めた脱炭素経営の取組がより一層求められている現状を踏まえまして、地域センターが、事業者向けの地球温暖化対策に関する啓発・広報活動をしっかりやることについて明確にしてはどうかということも論点として書かせていただいております。

こういった点につきまして、先生方から御意見をいただければということで考えてございます。

以上でございます。

○大塚座長

では、事務局からの今の説明を踏まえまして、企業の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直しに関して御議論いただければと思います。

時間がたってしまうと恐縮ですが、資料2に関する御質問を含めて、御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。名札を立てていただければと思います。

では、水口委員、お願いします。

○水口委員

ありがとうございます。今の論点①、②について意見を申し上げたいと思います。

まず「電子システムを活用して報告することを原則」とすることに賛成します。現状、2年かかっているのはやはり長過ぎると思いますし、電子システムを通じて迅速に報告できるシステムであることが重要だと思います。また、その際、様々なシステムと整合性の高い情報開示になると良いと思っております。

また、今日いろいろヒアリングを伺いながら、算定・報告・公表制度の利用のされ方が、企業の規模によっても大分違うのだろうということを考えました。基本的に1万2000社以上の排出量の報告を義務化しているということは、日本にとっての非常に重要な情報インフラだと思いますので、この部分を非常に大切にしていきたいと思います。一方で、情報の使われ方が違うと思いますので、上場企業の場合と非上場企業、中小企業の場合では扱いを変えていくという考え方はあるかと思えます。

そして、上場企業の場合と非上場企業と、それぞれ違う種類の負荷がかかっているだろうなと感じてございます。上場企業の場合には、ESG投資という世界で様々な情報開示の要求が来ているわけですから、そういった他の情報開示との整合性を持った開示の仕組みにしていかないと、二度手間になるのだろうなと思う次第です。他方で、中小企業の話に関しては、先ほどの古手川様の御指摘もありますし、過度な負荷をかけることは避けたほうが良いのかなと思うわけです。

ただ、この制度は、企業の、あるいは投資家の、過度な負担を避けながらも、本来の目的は温暖化対策の推進にあるわけですから、これだけインフラとして重要な情報が開示されていて、それが実際に、前回も申しましたネットゼロに向かって使われていく、この情報がきちんと温暖化対策に使われていくという仕組みにしていける必要があるのではないかと。その意味では、少しずつ情報の範囲を広げていくことが必要なのではないかと考えるわけです。具体的には単に排出量だけではなく、例えば気候変動に関わるリスク、機会にどのように対応しているのかということを開示することによって、少なくとも上場企業にとっては市場での評価にこういった考え方を織り込んでいくということにつながるのではないかと思います。

そして、上場企業に関しては、先ほど申しましたように、国際的にもどういった開示をするべきなのかということについては徐々にコンセンサスが出来上がってきております。それはTCFDというものです。TCFDコンソーシアムというものもありますので、コンソーシアムの自主的な取組を阻害するものであってはいけないと思いますが、他方で、コンソーシアムには全ての企業関わっているわけではありませぬので、徐々にTCFDに沿った情報開示へと開示の内容を広げていくことはあり得るのではないかと。イギリス等ではTCFDの義務化も進んでございます。日本でも恐らくどこかのタイミングで、どこかの制度で、TCFDは義務化の方向に向かっていこうと思えます。それがこの温対法であるべきだと言っているわけではありませぬ。ただ、将来的にどこかで義務化の方向に行くのだとすれば、今のうちからそれと整合性のある形で制度を設計しておくことが企業にとっては良いのではないかと。そして、そういう情報が出ることによって、温暖化対策が進んでいくことになるのではないかと。

また、中小企業の場合にはそこまで精緻な開示はなかなか難しいと思いますが、それでも、単に排出量だけではなくて、より温暖化対策に取り組みたいというインセンティブになるような情報開示の在り方を考える必要があります。先ほど業界単位で取り組んでいるのでなかなかおっしゃっておられましたが、例えば、目標がある場合には目標を載せてくださいという設定の仕方はあり得るのではないかと思います。

さらに、この情報を政府はどう利用しているのかということも重要だと私は思っておりまして、せっかく1万数千社の情報が集まっているのですから、どういう業種で、どんな企業規模で、どの地域で、毎年どのくらいの排出量がどういうふうに動いているのかということ、政府としても分析し、政府の施策に反映していくことがあっても良いのではないかと。そういったことを温対法の中で政府のいわば努力義務として明示しても良いのではないかと考える次第です。

最後に論点②ですが、温暖化防止活動推進センターの活動は重要だと思うのですが、この活動のマテリアリティを考えると、温暖化対策に最も有効な活動は何で、そのためにどのくらいの人か、どういう仕事をすべきなのかということ、をきちんと考えた上で、マテリアリティの高い分野に経営資源を導入していく、そういった活動が必要なのではないか。啓発・広報活動が最も重要なのかどうかということも含めて、検討すべきではないだろうか。そして、温暖化防止活動推進センターとしてどういうインパクトをもたらすのか。企業にもインパクト、KPIをいろいろ求めているわけですから、推進センターもインパクト、KPIをきちんと設定して進捗を管理することがあっても良いのではないのでしょうか。

私からは以上です。

○大塚座長

大変有益な御指摘をありがとうございます。

では、奥委員、お願いします。

○奥委員

ありがとうございます。

論点①で事務局から示されました、電子システムを活用して報告することを原則とする、そして原則として事業所データについても公表していくという、この方針については賛成でございます。ただ、電子システムの現状での活用率が36%という御紹介がありましたが、この低い率にとどまっているその要因、背景はどこにあるのか、そこを深掘りした上で、電子システムのスムーズな導入がくまなくなされるようにサポートしていくということも併せて検討されていく必要があるのではないかと思います。

先ほど経産省の梶川さんからも御紹介があったように、この算定・報告・公表制度の対象になっている事業者の多くを中小の、非上場の事業者が占めているということにも起因しているのかもしれませんが、丁寧なサポートが必要だろうと思います。

また、事業所データも含めて開示請求の手続を経ることなく公表されていくということは、ぜひ実現していただきたいということでございます。PRTTR法に基づく事業者データについても開示請求を経ずに公表されるというふうに見直されているのと同様に、こちらの温対法に基づく算定・報告・公表制度についても、特に国民の知る権利に資するとい

う観点からも、公表が原則とされるべきだと思います。それから、公表していただくこと
によって事業者が削減に向けて努力をしていくためにこの情報的手法がこの法律に組み込
まれているわけですから、情報的手法としての機能を十分に果たすという意味でも公表が
原則とされるべきだと思います。

もう一点、先ほどScope 3まで広げることは果たして可能なのかどうかという議論
がありましたが、かつて環境省が運用しておりましたカーボン・オフセット認証制度の下
でカーボン・ニュートラル認証がありました。今は環境省の手から離れてカーボン・オフ
セットフォーラムに制度の運用自体は移行はしておりますが、その制度の下でもカーボ
ン・ニュートラル認証をされている事業者は、さほど数は多くありませんが、そのカーボ
ン・ニュートラル認証を得る際にはScope 3まで視野に入れて排出量を把握すること
が求められております。そのためのマニュアルもかつて環境省で整備したものが既にあり
ますので、それを活用してScope 3についても排出量の把握を中小の事業者の方にも
できる限りやっていっていただいて、その情報まで広げてこの算定・報告・公表制度に乗
せていくことは、ぜひ検討していただければと思っております。

最後に、地方公共団体の立場から考えた場合にも、先ほど事業所データの公表には賛成
だと申し上げましたが、行政区域内の事業所単位での正確な情報を把握することが、地方
公共団体の区域の中での温室効果ガスの削減が実際にどの程度、図られているのか、その
実態を把握し、対策を講じていく上では非常に重要、かつ、必要な情報となりますので、
そういう意味でも、先ほどの繰り返しになりますが、事業所データを自動的に公表するこ
とで、ぜひそれを実現できればなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、亀山委員、お願いします。

○亀山委員

亀山です。今までの一連のヒアリングの御説明等、誠にありがとうございました。

私の意見も、前のお二人の委員の御意見と重なるところが多いわけですが、まず論点①
で示された中の上から2つ目の、電子システムを活用して報告することを原則とするとい
う部分について賛成であります。迅速にデータを公開できることに加えまして、可能な限
りこの電子システムそのものを、入力される企業にとって負担感がなく入れられるような
システムにどんどん改善していただけると、使用者、使用率も増えてくるのではないかと
感じます。

その他の今、任意となっている報告事項に関してですが、こちらについても、私は今ま
でどおり任意のままでもいいと思っております。それで、むしろ任意だけでも、みんながそ
こに書きたくなるようなモチベーションが生まれていくことが重要だと感じます。先ほど
経産省の梶川様からお話しいただいたように、多くの企業が中小企業の事業者であるとい
うことでした。他方で、投資家の、特に今日のヒアリングで御説明いただいた際に出てき
ましたTCFDやPRI、ESGといったアルファベットの横文字は、大企業は既に十分

認識して動いていращやるわけですが、今後どうやってその概念を中小企業レベルまで浸透させていくのかという、そこが今後は重要になってくると思います。そのときに、アルファベットでずっと説明してもなかなかよく分からないというか、恐らく認識が深まらない中で、うまくこの算定・報告・公表制度の様式第2を活用することで、ここに自分たちの売りとなるようなことをどンドン書いていただく。そういったことができるようになると、非常にいいのではないかと思います。

また、これは論点②にもつながっていくのですが、任意で書き込んでいただいた様々な定性的な情報をむしろ活用して、この企業は頑張っているということを認めるステークホルダーがその地域ごとにどンドン広がっていくということが、同様に重要になってきますので、そういった観点から啓発・広報活動をしていただくことが今後、より重要になってくるのではないかと思います。

以上でございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

ありがとうございます。

最終的にどういう法律の文書になるかという確認の際に議論すればいいとは思っていますが、結構微妙な表現もあったので、私は法律が専門ではないので、確認も含めてコメントです。

大体、今まで委員がおっしゃったとおり、論点①についての電子システムを活用して報告することを原則とすることについては、方向性としてはそれでよろしいかと思いますが、その横に、開示している事業所等の情報について、開示請求の手續なく閲覧できるようにするとあります。これは逆に言えば、開示している情報は、開示はしているけれども、今まで請求が必要だったという解釈論でよろしいですか。そうであるならば、これは逆に言うと、保護請求をしていない事業所情報であるということですね。そういう意味では、手續を簡素化するというふうに聞こえます。事業者情報を開示することは賛成ですということではなくて、あくまでもそういった開示されている情報の請求なしに開示できるということを受け取ったのですが、それでよろしいですか。

○大塚座長

行政法上の概念として、開示は開示請求があったときに開示するもので、最初から公表するのは公表といいますので、言葉がそこは違うので、そこを御理解いただいた上で……

○工藤委員

そういう意味では開示している事業所等の情報というのは、今、先生がおっしゃった部分でいうと、開示はしていないという、開示可能だという……

○大塚座長

いや、いや。情報があれば開示しなければいけないので、権利保護請求があることは、もしそれが認められたらそれは出さないということはもちろん前提にはなっていますが、先ほどのお話にもあったように、ほとんどそれは認められていないので、とりあえずそんなには問題にしなくていいと思います、それは維持されます。とにかく事業所情報は基本的には開示請求があったときに初めて開示するという仕組みになっているのを、最初から公表することにするとということで、開示請求という手続を要らなくするというだけの話です。

○工藤委員

多分、私のように法律音痴な人間からすると、この文章を理解するのが難しい。

○大塚座長

ちょっと難しいかもしれませんね。

○工藤委員

だから、その辺は、企業から見た情報として、これは勘弁してくださいということについての仕組みは残しつつ、事業所の情報も開示できるということですね。

○大塚座長

ええ。それは分かりやすくするようにします。気をつけます。

○工藤委員

すみません。その方向性という意味では私も原則として賛成です。

○大塚座長

ありがとうございます。

○工藤委員

ただし、ここに書かれている理由が、どちらかというと、「情報入手可能性の向上に向けて」と書かれていますが、今、亀山委員も、入力側の効率性なども大事だとおっしゃっていたとおっしゃったとおり、インプットする人とそれを使う人の両方の課題を解決すると明確に書かれたほうが、ここの意図は分かりやすいかなという気がします。

それから、当然のことですが、デジタル化の話になってくるので、セキュリティに留意してというのは、括弧付きでもいいので、あるべき姿勢かなという気がしております。

利便性の高い形での情報提供というところは、まさしくデジタル情報化する際の、ある意味で必要な条件のようなところがきつとあると思っているので、そういったところの工夫は、各委員がおっしゃったとおり、いろいろな意味で留意していただくということかと思えます。

特に様式第2のところの話だと思っているので、今回の議論の中では、今の段階である程度、

修正すべきという話と、今後の課題としてこの辺の利活用をどうするかという話と、ある意味、分けたほうが整理しやすいと思っております。様式第2に対するいろいろな意味での期待感は、今、亀山委員もおっしゃったとおり、いろいろな活用が可能ではないかということをおっしゃっているわけで、例えば、この算定・報告・公表制度に参加されているのがほとんど中小企業の方であって、今回いろいろ御説明を受けた金融機関のニーズに対するキャパシティについてはもう少し時間がかかるかもしれないということを考えれば、そういった期待値的なものをいろいろな意味で今後、醸成していくということもあるし、うまくこの仕組みの中での様式第2を使っていくということをいろいろ考えてもいいのかなと思います。例えば、TCFD、SBT、もしくはRE100とのリンクをしたいのであれば、そういった活動に参加していて、パフォーマンスがこうだということを書いたらどうか。どちらかというと、あまりにも記入率が低いというのが気になったので、企業としてのポジティブな情報を積極的に書いてもらうような働きかけができるような運用をやっていって見たらどうかと思います。だから、これは法律改正云々ではなくて運用上の話として、いろいろな意味で今後、継続的に検討されてはどうかという気がいたします。

地域センターに関して、実際問題として、私も自治体等のいろいろな取組等に参加していると、当然、自治体等も企業や生活者に対するこういった啓発活動はやられているわけです。ですので、センターの活動と地元自治体等でやっている活動との連携の話や、そういった活動の考え方は、いろいろな意味で記載してもいいのではないかという気がします。先ほど何人かの委員も言われた、KPIを明確にしたらどうかというのは私も賛成で、地域の違いが当然あるはずなので、地域の特性の違いのようなことも含めて、それぞれのセンターがKPIを設定して、パフォーマンスを報告していただくというPDCAを回すということと、地域の自治体、もしくは関連するNPO等と、いろいろな意味で連携していくという一つの姿勢は考え方として入れ込んでもいいという気がいたします。

以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、諸富委員、お願いします。

○諸富委員

ありがとうございます。

各委員が既に十全に御発言いただいているので、重なる点は全部スキップしまして、事業所レベルのデータの公開について、手続なしによる公開の点だけ、発言をさせていただければと思います。

資料2の22ページにもありますように、報告単位と公表単位が、日本だけがそろっていないという点では、そろえる、つまり、事業者及び事業所の両方のレベルにわたって手続なしに情報公開をしていくことが、すっきりするのではないか。日本の公表制度が事業所レベルまでデータを、中小企業まで含めて蓄積しているのは、大変な財産であり、強みだと思います。それを単に一部の人、開示請求してきた積極的な人だけではなくて、ある種の国民の共有財産とするという点からも、手続なしの公開へ進めるべきではないかと思いま

す。脱炭素宣言をしている自治体の取組を支援する意味でも、自治体のバウンダリの内側にある事業所の排出情報が分かれますと、それは彼らがテリトリーの中における排出量情報を計算してくれて非常に有用になりますし、政策を立案する上では不可欠な情報基盤になる可能性があると思います。また、公開によって規制手法としての情報公開という視点も重要だと思います。情報公開を通じて事業者が社会と対話していくことで、事業者が社会的責任の醸成を通じて自主的な取組を促進していくことが期待されると思います。

経団連の谷川様からは、この事業所レベルに関する情報公開に関しては慎重な意見もございました。企業レベルで最適な生産量の配分等をしていく上で、その事業所に関する情報が何らかの誤解を生みかねないので、注意が必要であるという御趣旨だったかと思えます。他方、一方で、CO₂の排出量情報、あるいはGHG排出量情報は、単に投資家に対してのみではなく、GHG排出は社会全体に影響を及ぼしていく時代にありますので、これはある種の公共性をかなり強く帯びた情報ではないかということで、基本的には原則、開示すべきであって、もし競争上の懸念が非常に強くある場合に限っては、根拠を示して事業者の方々から開示を非開示にしてほしいという請求を何らかのしかるべき場所に対してすることを認めて、何らかの公的な審査によって認められた場合にのみ非開示とする。ですから、検証責任を事業者の側に持っていくという転換が必要ではないかなと思えました。

次の点は、今回、考えられている法改正には間に合わない話だと思いますが、事業者の利用する電源の構成割合についても近い将来、義務的開示を求めていくべきではないかと思えます。特に再エネの調達状況は、企業がなるべく化石燃料依存から脱却することを求めていく視点からも、再エネに関しても同じく社会との関係で責任があるのではないかと。それを情報公開を通じて企業の再エネの調達情報を公開していくという意味からも、再エネ情報の記載を求めてはどうかと思えます。これは自治体にとっても同様に、域内の電力利用の状況が、これまでは電力会社が情報を提供してくれていたのが、最近、電力システム改革以降、新電力がどんどん入ってくる中で、必ずしも開示しただけなくなってきました。自治体は域内の電力利用に関するCO₂情報を得るのが難しくなっているという視点からも、事業所レベルでの再エネ利用の状況に関する情報があると、非常に有益な情報になりますし、自治体は実は都道府県レベル、あるいは政令市レベルでは、彼らの計画、諸制度の中で、再エネの調達に関する情報の記載を求めているところが既に多くありますので、十分可能ではないかと考えています。

最後に温暖化防止活動推進センターについては、啓蒙・普及という段階を超えて、できれば中小企業の支援の活動にまで展開されたらいいかなという期待を私はしております。もっとも、推進センターの側での人材のキャパシティビルディングが必要になるかと思えますが、単なる啓蒙・普及を超えて具体的に排出削減に関する支援までできれば、非常に有益ではないかと考えております。

以上でございます。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

では、勢一委員、お願いします。

○勢一委員

ありがとうございます。

既にたくさんの委員の方が詳細に御意見を言うておられますし、私自身も多くは賛同しますので、その部分については大幅に割愛させてください。具体的には電子システムを活用して報告することを原則とすることと、事業所等の情報を含む原則公表ということには賛同しています。

今回、この算定・報告・公表制度の現状を、ヒアリングを含めて勉強させていただきました。この制度で得られている情報をどのような情報として位置付けて活用していくのかというのは、現在ESG市場などで情報ニーズが高まっている中で今、問われていることなのではないかと思います。公的統計の意義はもちろん重要ですし、無料でアクセスができるという価値があり、先ほど諸富委員も御指摘になっておりましたが、社会として共有すべき重要な情報であるだろうと私も考えています。それだからこそオープン化が求められるということになります。

実際に事業者がアクセスしているという御説明もいただきましたし、自治体のニーズもお二人の委員から御説明いただいたとおりでと思います。もちろん政府も含めてどのような利用者のニーズにこれから応えていくことができるのかということで、確かに今回の改正で全て対応できるとは思いませんが、段階的に利用者ニーズに応えていく。今まで公表まで2年かかっていましたので、なかなか具体的な利用が進んでいなかったということがあろうかと思いますが、実際に使えるような状況を整えてから活用方法をしっかり見極めて、使っていただけるように工夫していくことが必要ではないかと思っています。特に地域でいろいろな人たち、市民、事業者、自治体等が連携して、まちづくり、地域づくりを進めていくときには、こういう情報が基礎になっていくだろうと思います。

もう一点、センターにつきまして、こちらは私が前回お願いした点を調べていただきまして、御説明いただき、ありがとうございました。具体的には資料2の25ページで、実際に全59センターのうち、30程度が既に事業者向けの活動を行っているというお話を伺いました。法律上は明確になっていないという説明でしたが、恐らく現場のニーズに応じて、その中で具体的なことを進めていただいているという現状が既にあることを改めて確認することができました。これを見ていると、啓発・広報活動という域を既にこの取組例は超えているように思われまして、具体的に取組を支援しているような活動が具体例の中に出ています。ですから、実際に現場が行っている部分をむしろ法制度として支えてあげる、後押ししてあげるということも既に可能な現状になっているのではないかと感じた次第です。その現状に対しまして、同じ25ページに参考で出しています法律の規定ですが、恐らく事業者の支援ということでは第一号の「温暖化対策の重要性に関する啓発活動及び広報活動」を膨らませて現場は取り組んでくださったのだと思いますが、恐らくこの「温暖化対策の重要性に関する」というところはもはや役割を終えた部分で、これよりグレードアップした形での活動が現場では求められている、少なくとも現場の状況はそういうことだと思います。この部分を少し考えて、現場を支えてあげるような法制度にしてあげることが重要なかなと思います。

実際に国民一般に対する啓発・広報活動としてみましても、既に温暖化対策については

実践が求められている状況です。知識として知りましょう、理解しましょう、というのでは足りなくて、現場で自らが行動することが求められている段階になっていますので、こういう部分についてはもう少し地域全体で前に進めるような形で考えることができないかと感じているところです。もちろん地域センターが全て担う必要はないかと思えますし、マンパワーの問題もあろうかと思えます。でも、これは各地域で取り組んでいただくという意味では、例えば、各地の大学の専門家などを巻き込みながらやっていただくという方法もあろうかと思えますので、この辺りは地域で工夫をしていただければよろしいのかなと思えます。

私からは以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

既に先生方から発言があった点であります。今日は大変有意義な議論といいですか、私自身も頭の整理をするのに大変ありがたかったのですが、算定・報告・公表制度は、当然、温対法の下での報告義務を担保するものという性格は間違いなくあって、国の排出量管理、あるいは排出削減の施策に生かしていくという役割を持っているということだと思います。諸富委員もおっしゃいましたが、特にネットゼロにしていくという明確な方向性が示された中で、排出量のデータの公共性は非常に高い、公共的な性格を持つ情報であるとの大前提をまず持って制度設計に当たらないといけないと思います。他方で、今日、第一生命の石井さんや、りそなの松原さん、あるいは経団連、商工会議所からもお話がありましたが、公表することでこの情報はさらに、国の排出量管理や施策の形成のためというだけでない付加価値が生じるということが指摘されたのだと思います。その一つの例が、金融、資本市場における活用の可能性ということだと思いますが、そういう意味で改めて算定・報告・公表制度にそういう付加価値を付けるような観点も重要だと思えました。1点目はコメントです。

具体的などころで、算定・報告・公表制度について、先ほど梶川室長から実際の実態について、どういう事業者が報告をしているのか、どういう事業者が対象になっているのか、大変有用な情報をいただいたと思います。上場、非上場も含めて非常に多様な企業が報告制度の対象になっているという御指摘だったと思います。そういう意味では、恐らくコアになる義務的な報告、つまり、対象になる企業がきちんと義務的に報告するものと、先ほど1点目でコメントしたところに対応するわけですが、いわゆる付加価値を引き出すことができる報告事項と、少し対象を含めて整理する必要があるのではないかと思えました。

義務的報告についていうと、先ほど諸富委員からありましたでしょうか、その排出量情報に関しては基本的には公表だと思います。もちろん事業所等の情報については、原則、公表とここに書いてあって、分かりやすく説明が先ほどありましたが、商業上の秘密等、秘密の保持が必要なものについては一定の手続が残るとしても、原則は公表ということが

必要ではないかと思えます。特にこれは環境省の立場を慮るわけではないですが、排出をゼロにしていくときに、地域の脱炭素化が地域の中でもこれだけ求められている中で、こうした基本的な情報がきちんと公表されて入手できることは、その点からも重要だと思えます。

義務的な報告事項のもう一つの論点は、果たして国が施策を行う際に、あるいは地域が脱炭素化に向けて施策を行う際に、追加的に、義務的な報告が必要な情報はないのかという論点があるのではないかと考えています。それは、今ですと任意の情報になっていると思えますが、排出増減の状況や理由というのは、事業者が対外的に、なぜ増えたのか、減ったのかということ进行分析して、自分自身の状況を理解するという点においても、施策をつくる上においても、非常に重要な情報だと思えます。自治体の計画書制度の中でこういう情報提出をいただいているのはそういう趣旨だと思っています。これは一例ですが、一つの論点として、義務的な報告とすべき情報事項はないのかという点については、もう少し議論をしてもいいのかなと思った次第です。

3点目は、2つ目のタイプと言いました任意の報告事項ですが、ここはぜひデジタル化に伴って情報の報告がしやすいような仕掛けと申しますか、仕組みを工夫していただきたいと思っております。先ほど諸富委員から再エネの利用というのもありましたが、例えば、今、企業でSBTを取っていますかというのを投資家に聞かれたりするわけです。もちろん任意の報告事項ですが、ボタンを付けて、Yes、Noとすれば済む話というところ恐縮ですが、再エネに関して目標を持っていますか、Yes、Noと、ボタンだけ付ければいいという形の報告であれば、恐らく報告しやすい。そういう意味でデジタル化の一つの大きな利便性は、任意報告事項についてできるだけ報告をいただきやすいような形式を工夫することで、今あまり任意報告がないものについても報告がしやすいという仕掛けがつけられるのではないかと思えます。

任意報告事項について、中小企業が多いので非常に負担が大きいのではないかという点がありました。そういう意味でも、義務的な報告事項はある意味でコアのものとして厳選した上で、任意報告を推奨していく必要があると思えますが、例えば、東京都などでは中小の対象になっていない企業には報奨制度を付けて、取組が進んだ企業に対して報奨することで報告をしていただくインセンティブを付けている例はあると思えます。

最後の点ですが、事務局の資料2の中にもあったと思えますが、自治体の計画書制度との連結可能性と拡張可能性を検討していただきたいと思っています。これは、法的な対応というよりは、恐らくデジタル化の中であっていただくところだと思いますが、先ほどの経団連の谷川さんからの御指摘は非常に正しくて、自治体によって計画書制度が全く違って、事業所が県をまたがっていると、それぞれに対応しなければいけないという実態があるので、本来は調整して、その報告の形式についてできるだけ統一化していくことが、事業者が報告する上で非常に重要だと思っています。これは地方自治体との調整と同時に、省エネ法との関係も全体としてはあると思うので、大変だとは思いますが、特にデジタル化の機会でないといけないと思えますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○大塚座長

私の不手際で5時を大分過ぎてしまって、誠に申し訳ございません。

2点ないし3点ぐらいにまとめられると思いますが、大体意見は一致していると思います。

一つは、事業所のデータに関して公表していくということに関して、おおむね賛成が得られたのではないかとございます。その理由としては、公共性のある社会的な共有財産だという御意見や、情報的手法として活用していくべきだ、自治体のほうがこれを使うことが非常に重要だという御指摘があったと思います。さらに、ネットゼロにしていくために、これを公表することが重要だというような御指摘がございました。

もう一つの点は、任意情報に関して、書くモチベーションを上げるようなことを考える必要があるという御意見。あとは、Scope 3をどうするか、目標の開示もここでしていただいたらどうかという話も出てはいたところでございます。今、高村委員からは、排出量の増減に関しては理由を付けるというのは、任意情報ではなくて義務的な情報として追加してはどうかという御意見もございました。再生可能エネルギーの事業者の電源構成に関して開示をしていくことを考えたらどうかという諸富委員の御指摘もございました。この辺は任意情報に何を書くか、さらに義務的情報を追加することを検討すべきではないかという問題として考えていきたいと思ひます。

しかし、全体的に見て、梶川様や工藤委員からございましたように、中小企業に関しては上場企業と同じように扱うことはできないのではないかと御指摘もありますので、その辺も含めて検討していくことが必要ではないかと考えております。

では、どうぞ、お願いします。

○小笠原課長

環境省の小笠原です。非常に本質的な意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

受け止めですが、算定・報告・公表制度が何の目的かという議論はあって、制度を導入したときも担当で、そのときもいろいろ議論はあったのですが、算定・報告・公表制度は環境法の一環として事業者の自主的取組の基盤として導入したもので、その目的自体が議論の対象とももちろんなり得るのですが、基本的には事業者の自主的取組の基盤として温室効果ガス排出量を出してもらおうという制度としてできております。

せっかく出してもらったデータをなるべくいろいろな方に活用してもらおう、ESG金融などにも活用してもらおうという意図の下で、今回そういった声も聞きながらですが、制度の立付け上、ESG金融のために出してもらっているのではないというところは依然としてあるかと思ひます。

それで、今日たくさんいただいた意見は、共通する論点もかなりあると思ひますが、それを私なりに、今後どうしていくかという頭の整理をしていこうとしたときに、今回の法律改正で、温対法の改正で対応していくもの、今回は間に合わないかもしれないけれども、いただいた御指摘として温対法の算定・報告・公表制度をどうしていくかという意味において、さらにその後も議論していくべき将来に向けた課題、温対法の制度以外でESG金融や企業の脱炭素化経営の促進のためにどういう取組をしていくべきかということ、一応、頭の中をその3つに分けておまして、そういう意味でいいますと、事業所データの公表

やデジタル化とオープンデータ化はおおむねの賛同が得られたと思っておりますが、そもそも算定・報告・公表制度の対象について、それを広げる、目標や再エネについて広げるべきではないかという御意見、まず任意の様式第2の活用をすべきではないかという御意見、情報を出したくなるインセンティブを考えるべきではないかという御意見、経団連からも、対象が変わるのであれば、競争上の影響や負担、納得感も含めて議論が必要だという御意見、そういった御意見をいただいたところです。算定・報告・公表制度の対象について範囲を広げるかどうかという議論につきましては、現段階では熟しておりませんので、様式第2も含めてどのように算定・報告・公表制度を活用していくかという議論については、引き続き今回の、次の通常国会を目指した地球温暖化対策推進法の改正という作業を超えて、さらに経産省、経団連、商工会議所などと、どうやったら環境政策、温暖化対策が進められるかという観点から議論をしていくことが必要なものだと考えております。

水口先生がおっしゃいましたTCFDをどうしていくかという議論は、水口先生からも温対法の中とは言わないがという言葉もありましたが、温対法の検討会ですので、そういう言い方をされたかと思いますが、そこについては温対法に限らず金融庁と企業情報開示の文脈の中でもいろいろ議論がなされていくものだと考えております。

地域センターについても御意見をいただきました。実態上としては、法律の規定ぶりよりももっと頑張っている地域センターがいらっしゃいます。そういうものを法律上どこまでテクニカルに書けるかどうかということは、頑張って検討してみたいと思います。

工藤委員からの御意見で、論点の書きぶりとして、入力する方の利便性という視点が確かに抜けていますかね。そういった点は今後の報告書に向けてはそういう観点も当然、必要ですし、セキュリティへの配慮も当然、必要ですので、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

○大塚座長

どうもありがとうございます。

権利保護請求のところは維持するというのは多分、心配する人がいるかもしれないので、先ほど工藤委員がおっしゃった話ですが、それも多分どこかに書いていただくといいですね。

○小笠原課長

はい。

○大塚座長

では、以上をもちまして審議は終わりたいと思っておりますが、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○岸課長補佐

先生方、大変ありがとうございました。本日は活発な御議論をいただきまして、大変ありがとうございます。

次回の日程につきましては、12月上旬を予定してございます。詳細が決まり次第、また

別途、御連絡を申し上げます。

また、本日の議事録でございますが、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきました後、環境省ホームページにて掲載させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○大塚座長

それでは、これにて閉会といたします。私の不手際で遅くなりまして申し訳ありません。本日はどうもありがとうございました。

(了)